

令和 7 年度広島県エイズ対策推進会議次第

日時 令和 7 年 12 月 19 日（金）18:00～19:00

場所 広島県感染症・疾病管理センター

（〒734-0007 広島市南区皆実町 1-6-29）

（ハイブリッド形式）

1 開会

2 委員紹介

3 議事

（１）広島県エイズ発生動向

（２）広島県エイズ対策推進指針取組状況及び改定に向けた検討

（３）その他

4 閉会

[配布資料]

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 資料 1 広島県エイズ発生動向
- ・ 資料 2 広島県エイズ対策推進指針の改正に向けた課題整理と施策の方向性
- ・ 参考資料 1 広島県エイズ対策推進会議設置要綱
- ・ 参考資料 2 広島県エイズ対策推進指針[概要版]
- ・ 参考資料 3 改正後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針

令和7年度広島県エイズ対策推進会議委員名簿

(任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

区 分	所 属		役職名	氏 名	備 考
関係 団体・機関	大阪H I V薬害訴訟原告団		共 同 代 表	橋本 則久	
	広島県医師会（新）		常 任 理 事	檜山 桂子	欠
	広島県歯科医師会		専 務 理 事	上川 克己	Web
	広島県薬剤師会		副 会 長	谷川 正之	
	広島県看護協会（新）		副 会 長	佐藤 陽子	Web
	広島県臨床心理士会		H I V 委員会委員	喜花 伸子	
	広島県臨床検査技師会		会 長	米田 登志男	Web
	広島県赤十字血液センター		所 長	麻奥 英毅	
	広島県老人保健施設協会		理 事	郷力 和明	Web
	広島県老人福祉施設連盟（新）		副 会 長	岩本 聖子	Web
エイズ治療 ブロック・ 中核拠点病 院	広島大学病院		エイズ対策室長・輸血部長	藤井 輝久	
	広島大学病院（新）		エイズ対策室 ソーシャルワーカー	重信 英子	
	県立広島病院		総合診療科・感染症科部長	岡本 健志	Web
	広島市立広島市民病院		副 院 長	岡本 良一	Web
	福山医療センター		内 科 医 長	齋藤 誠司	Web
N P O	特定非営利活動法人りょうちゃんず		相 談 員	森高 辰也	
行政	広島県教育委員会事務局（新）		学びの変革推進部 豊かな心と身体育成課長	沖本 勝豊	三上 洋三 代理・Web
	広島市保健所		所 長	上田 久仁子	坂口 浩章 代理・Web
	呉市保健所		所 長	内藤 雅夫	延岡 健司 代理・Web
	福山市保健所		所 長	田中 知徳	Web
	県	感染症・疾病管理センター	セ ン タ ー 長	桑原 正雄	
		健康福祉局健康危機管理課	担 当 課 長	片平 尚貴	

【事務局】

所 属		職 名	氏 名	備 考
広島県健康福祉局健康危機管理課		主 査	児玉 博臣	
		主 任	金本 大地	
		技 師	田坂 凌雅	



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

広島県エイズ発生動向

令和7年12月19日

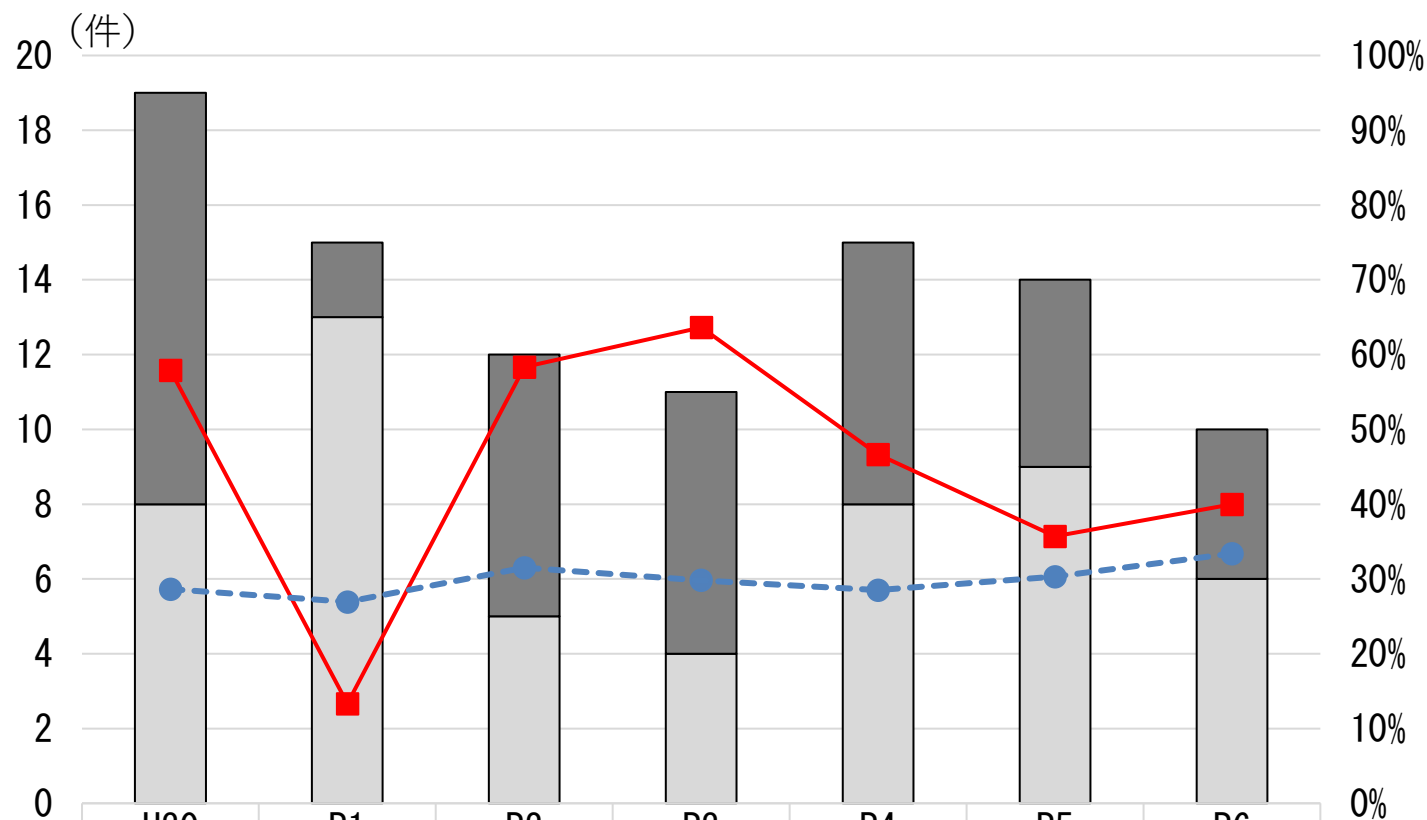
広島県健康福祉局健康危機管理課

(感染症・疾病管理センター)

1. 発生報告数（年次推移）



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

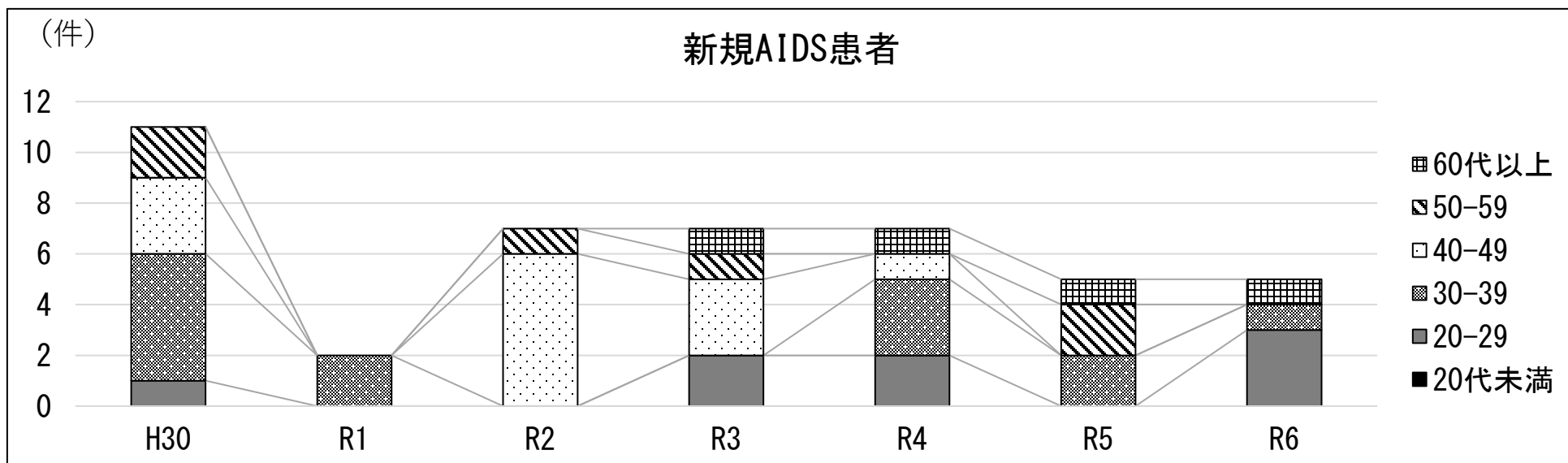
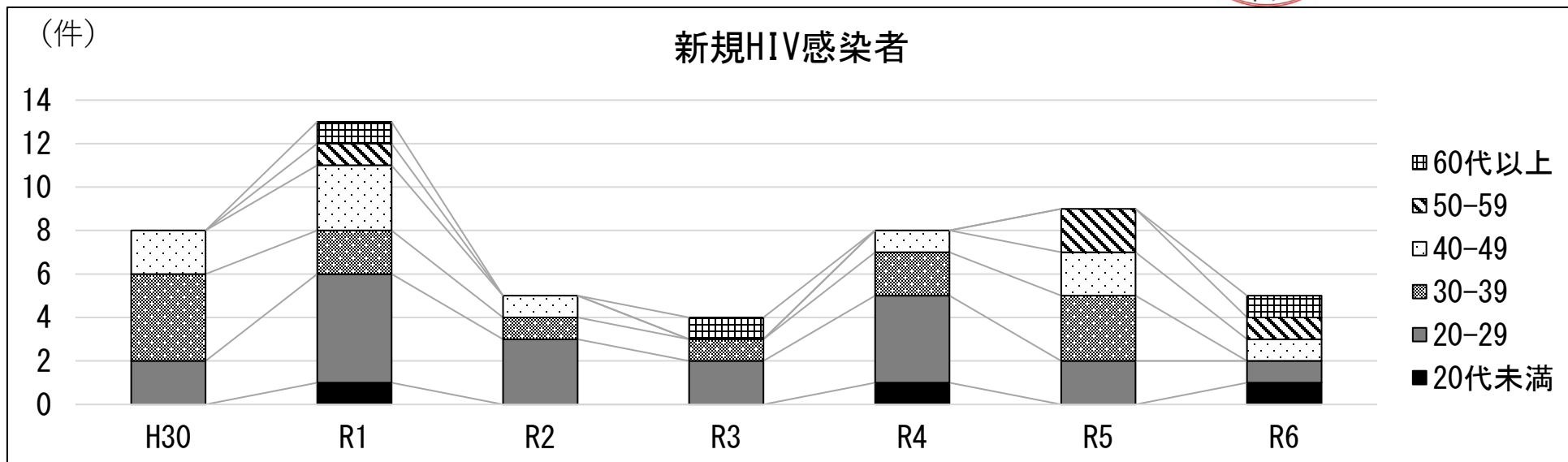


■ AIDS	11	2	7	7	7	5	4
■ HIV	8	13	5	4	8	9	6
■ いきなりエイズ率	57.9%	13.3%	58.3%	63.6%	46.7%	35.7%	40.0%
■ いきなりエイズ率（全国）	28.6%	26.9%	31.5%	29.8%	28.5%	30.3%	33.4%

2. 発生報告数（年齢階級別）



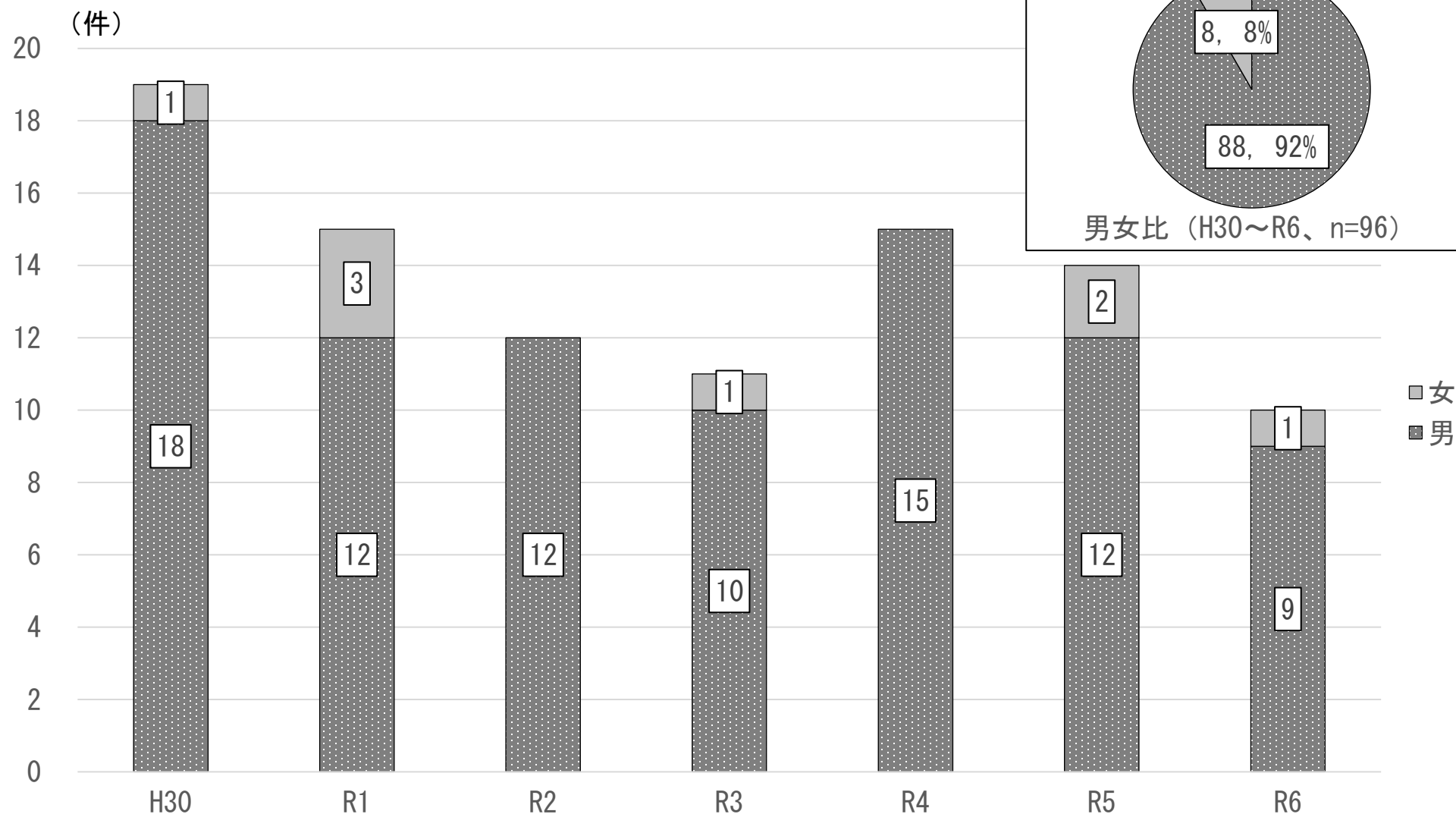
元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま



3. 発生報告数（性別）



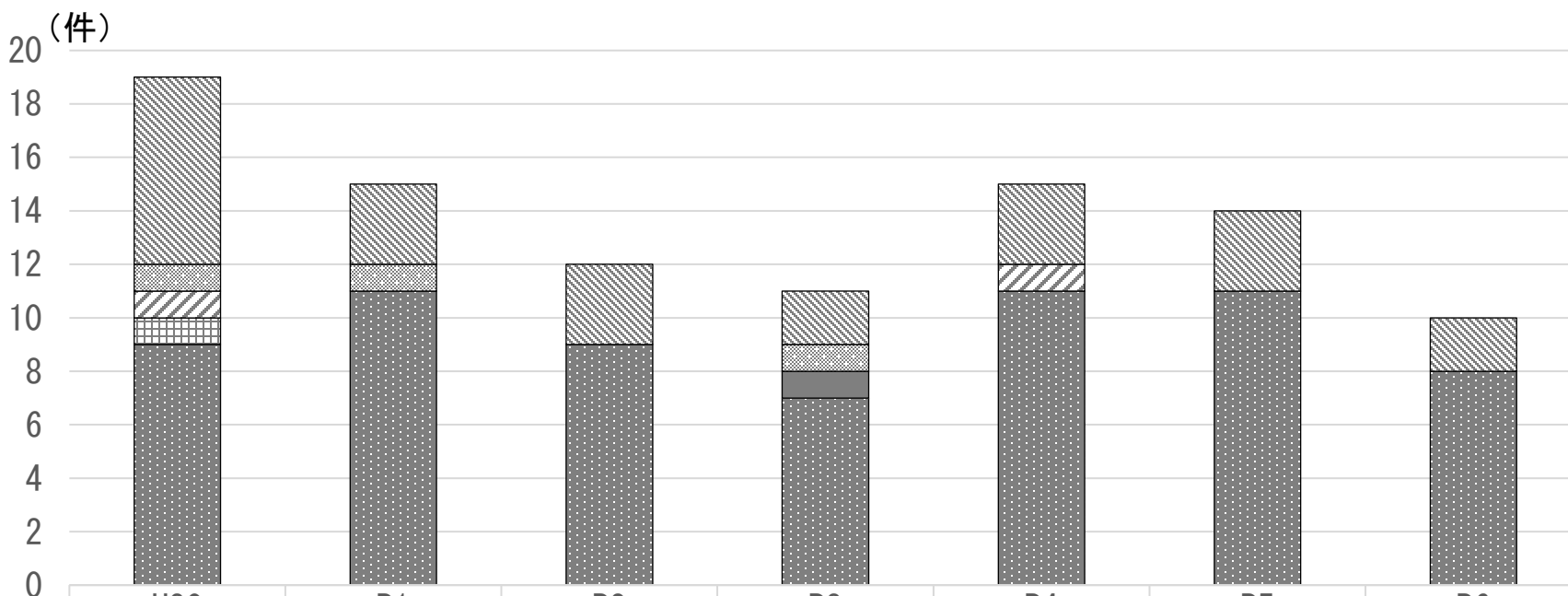
元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま



4. 発生報告数（届出機関所在地別）



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

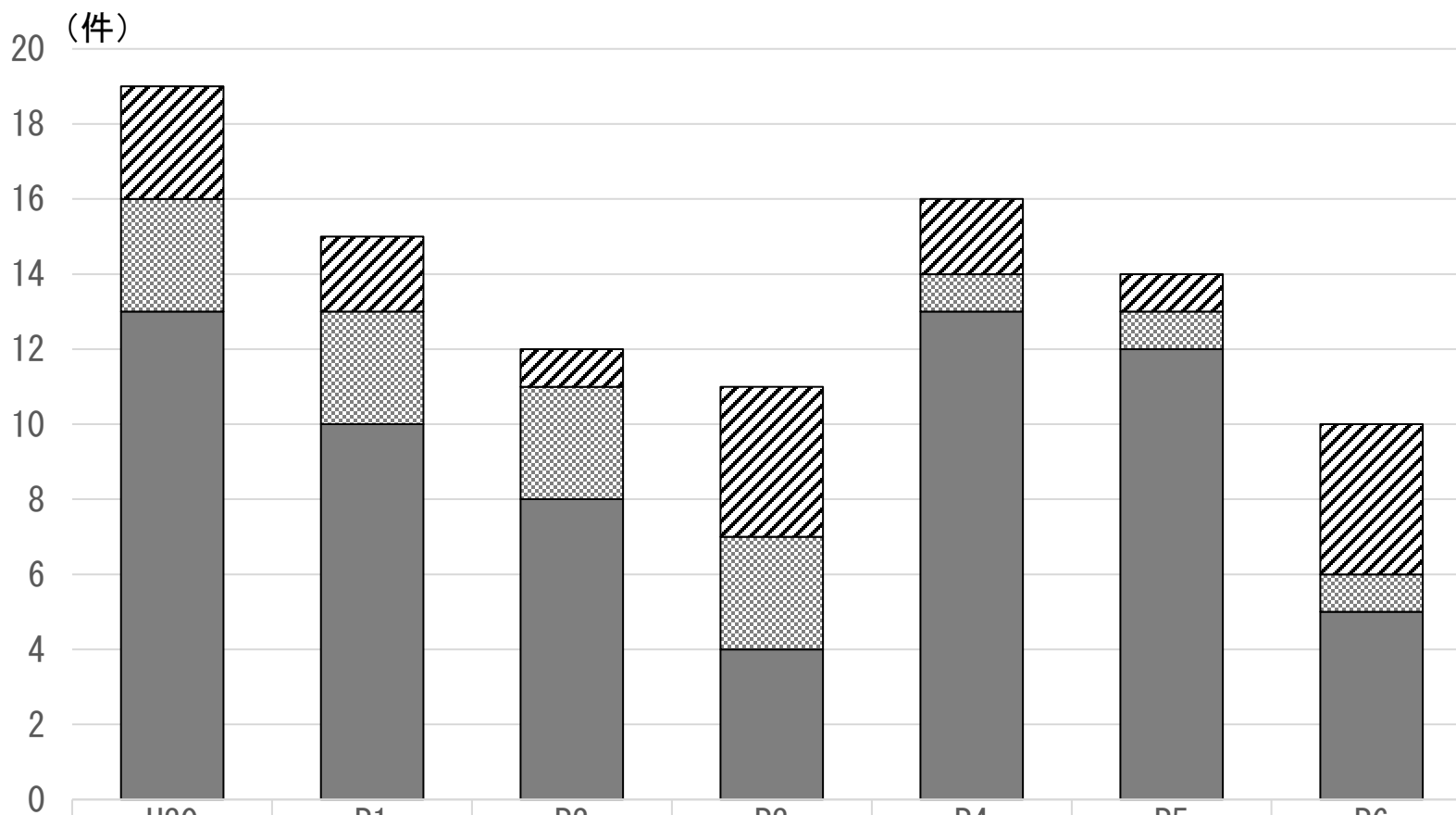


	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
■ 備北	0	0	0	0	0	0	0
▨ 福山・府中	7	3	3	2	3	3	2
▩ 尾三	1	1	0	1	0	0	0
▧ 広島中央	1	0	0	0	1	0	0
■ 呉	0	0	0	1	0	0	0
▨ 広島西	1	0	0	0	0	0	0
■ 広島	9	11	9	7	11	11	8

5. 発生報告数（感染経路別）



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま



- その他・不明
- ▨ 異性間の性的接触
- 同姓間の性的接触

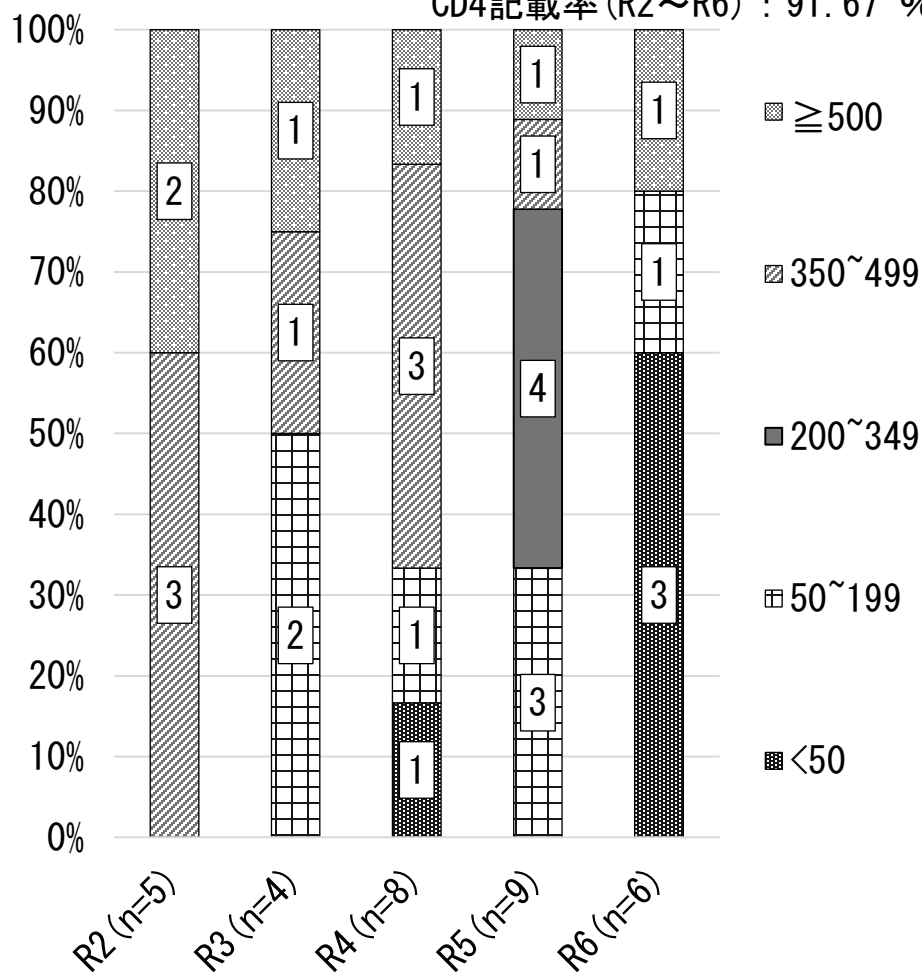
6. 発生報告時のCD4値



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

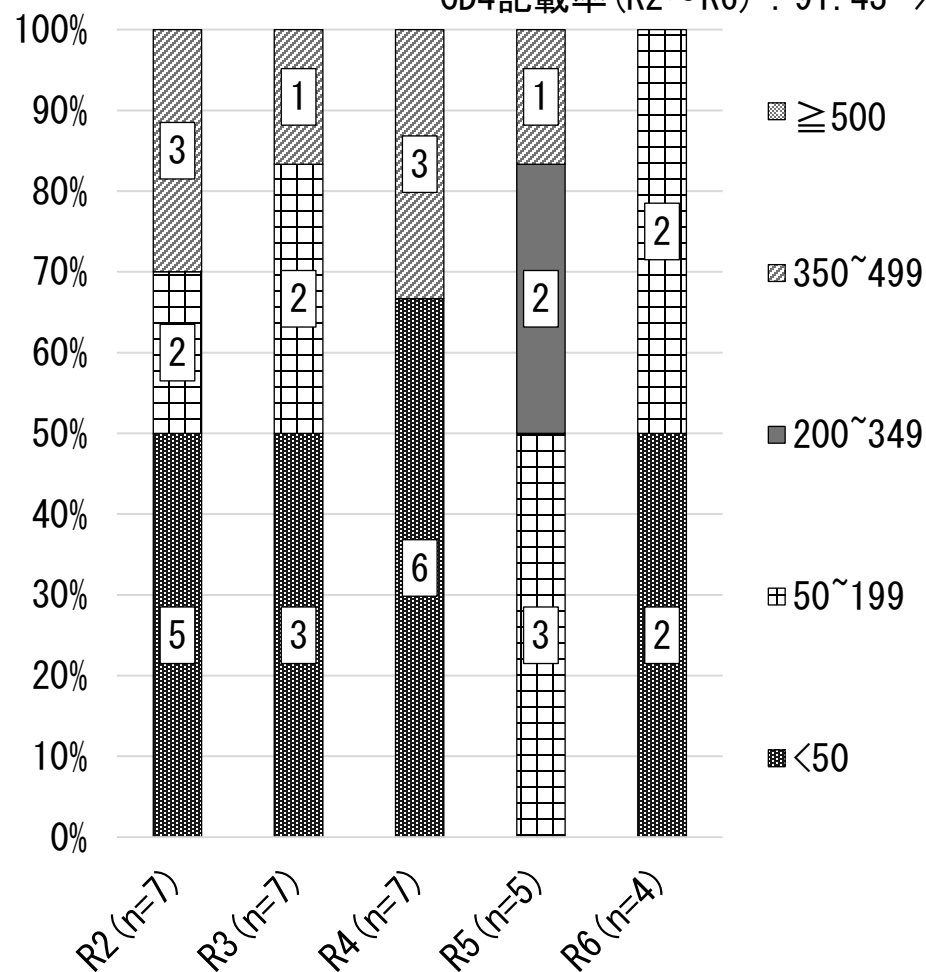
HIV感染者（未記載を除く）

CD4記載率 (R2~R6) : 91.67 %



エイズ患者（未記載を除く）

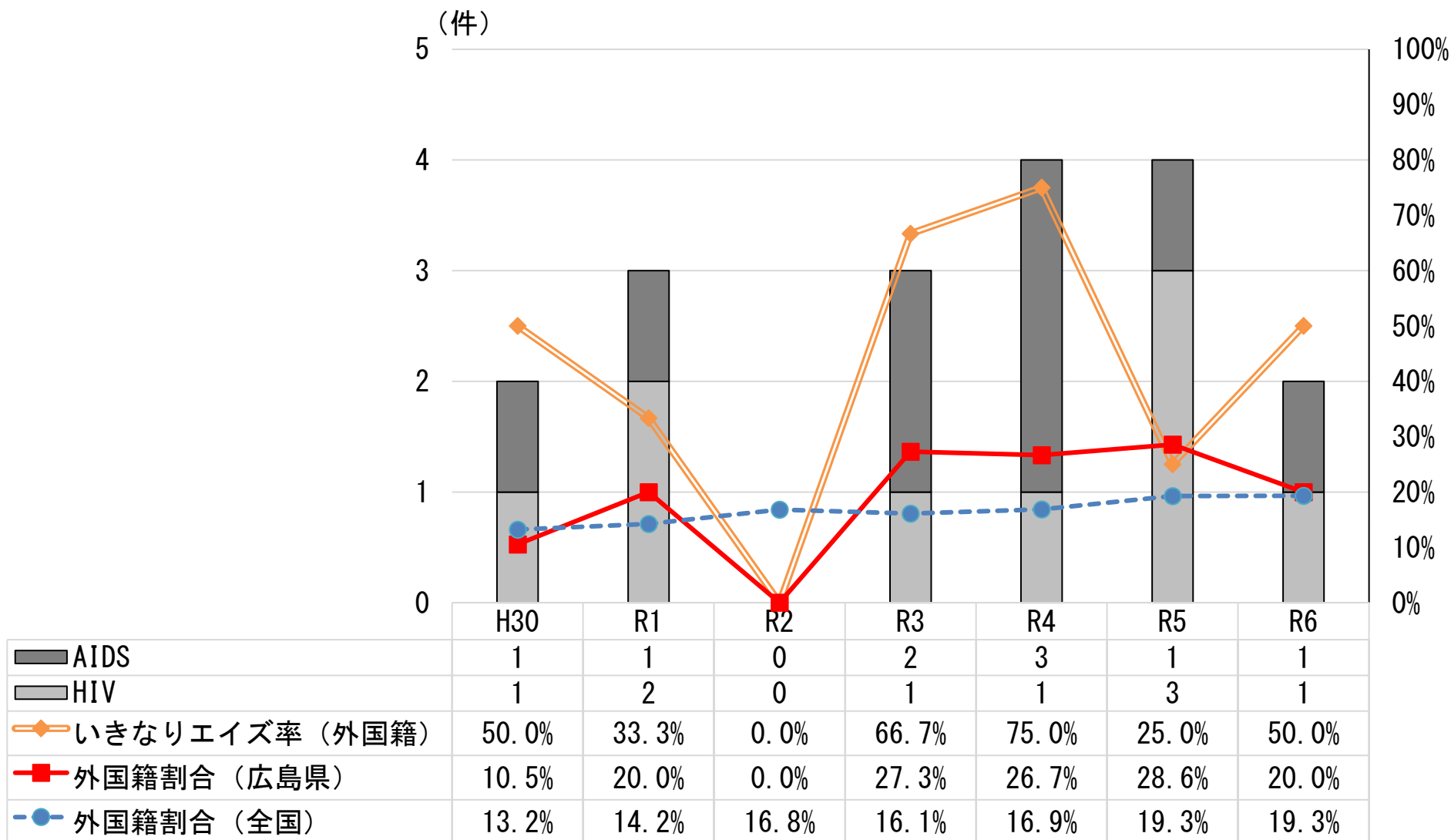
CD4記載率 (R2~R6) : 91.43 %



7. 発生報告数（外国籍者）



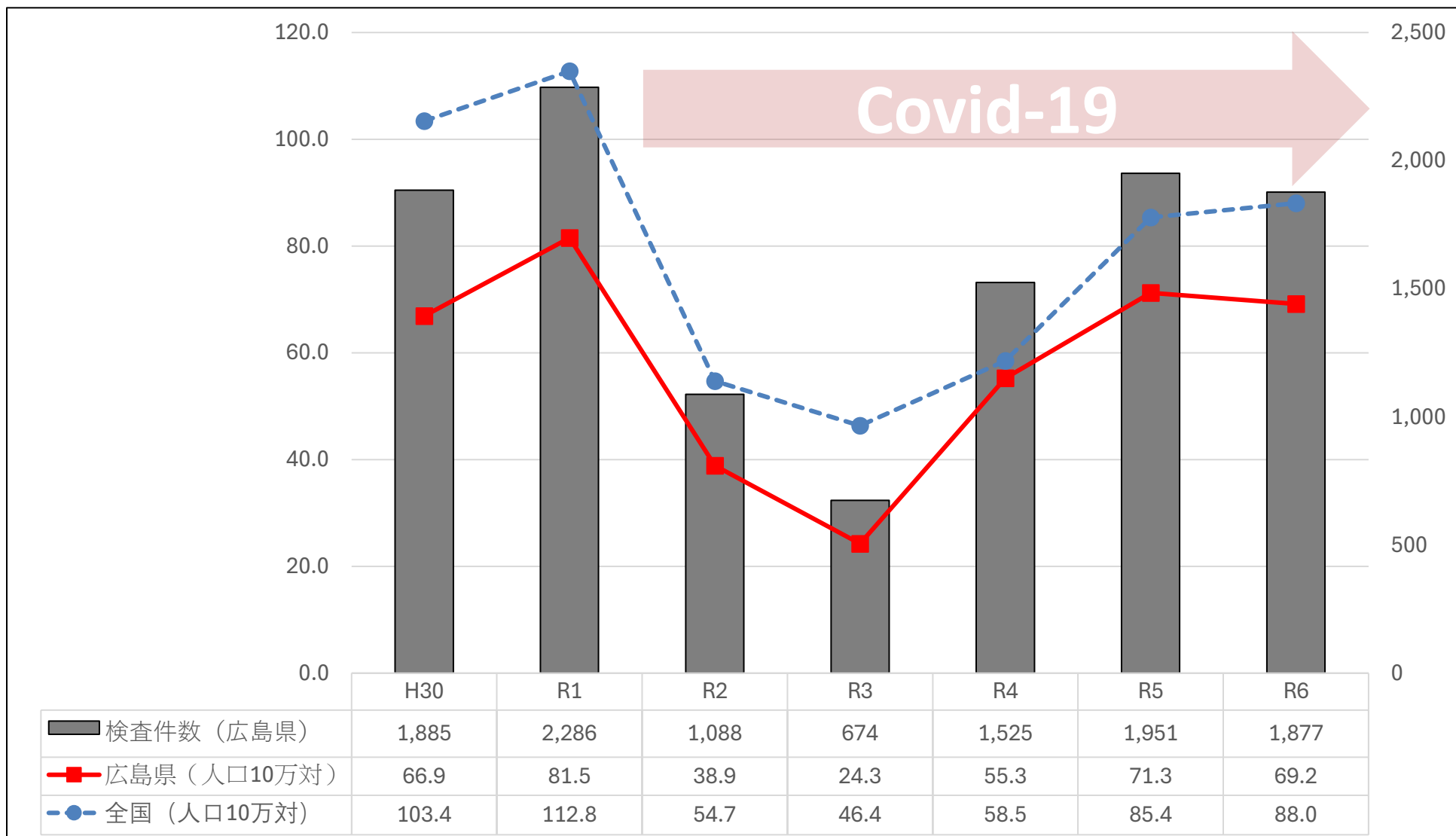
元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま



8. 保健所等におけるHIV検査件数



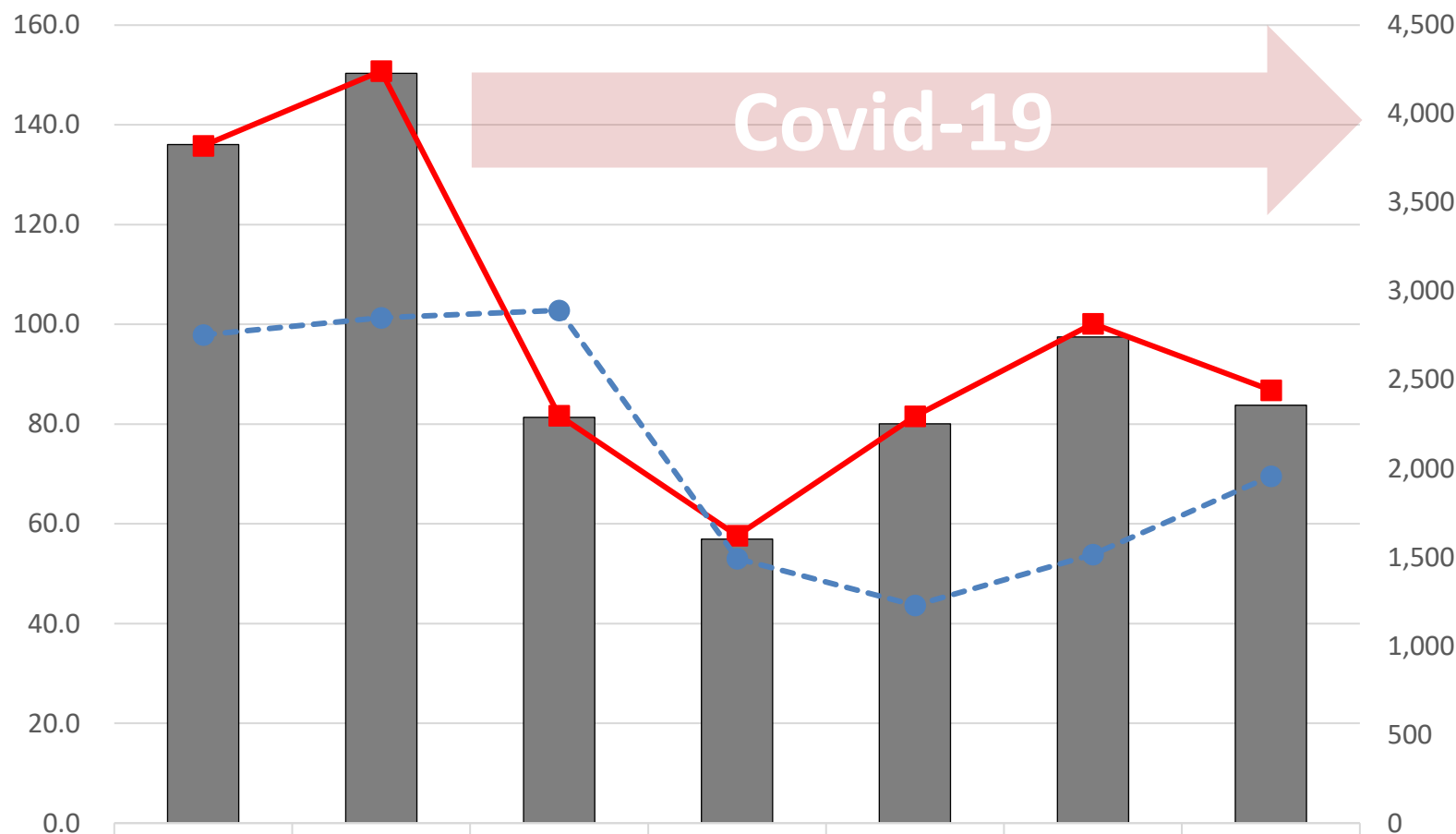
元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま



9. 保健所等における相談件数



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま



■ 相談件数（広島県）	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
■ 広島県（人口10万対）	3,826	4,228	2,288	1,602	2,252	2,742	2,356
● 全国（人口10万対）	135.8	150.8	81.7	57.6	81.6	100.1	86.8
	97.9	101.3	102.8	53.0	43.7	53.9	69.5



広島県エイズ対策推進指針の 改正に向けた課題整理と施策の方向性

令和7年12月19日

広島県健康福祉局健康危機管理課

感染症・疾病管理センター

作業手順



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

①現在の県エイズ対策の現状分析(取組成果)



②課題抽出のための現状把握調査(拠点病院等)



③重点課題の抽出、要因分析及び解決策の仮説の設定



④重点的取組と基礎的取組の設定

↓ ←必要に応じて追加調査

⑤指標及び目標値(案)の設定し、骨子案を作成

R7年度県エイズ対策推進会議(12/19)までに実施

R8年度第1回県エイズ対策推進会議(骨子案の提示)までに実施

県の現行指針の概要



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

○基本理念

県民が、エイズについて正しく理解するとともに、安心して検査、医療・介護を受けることができる体制を構築します。

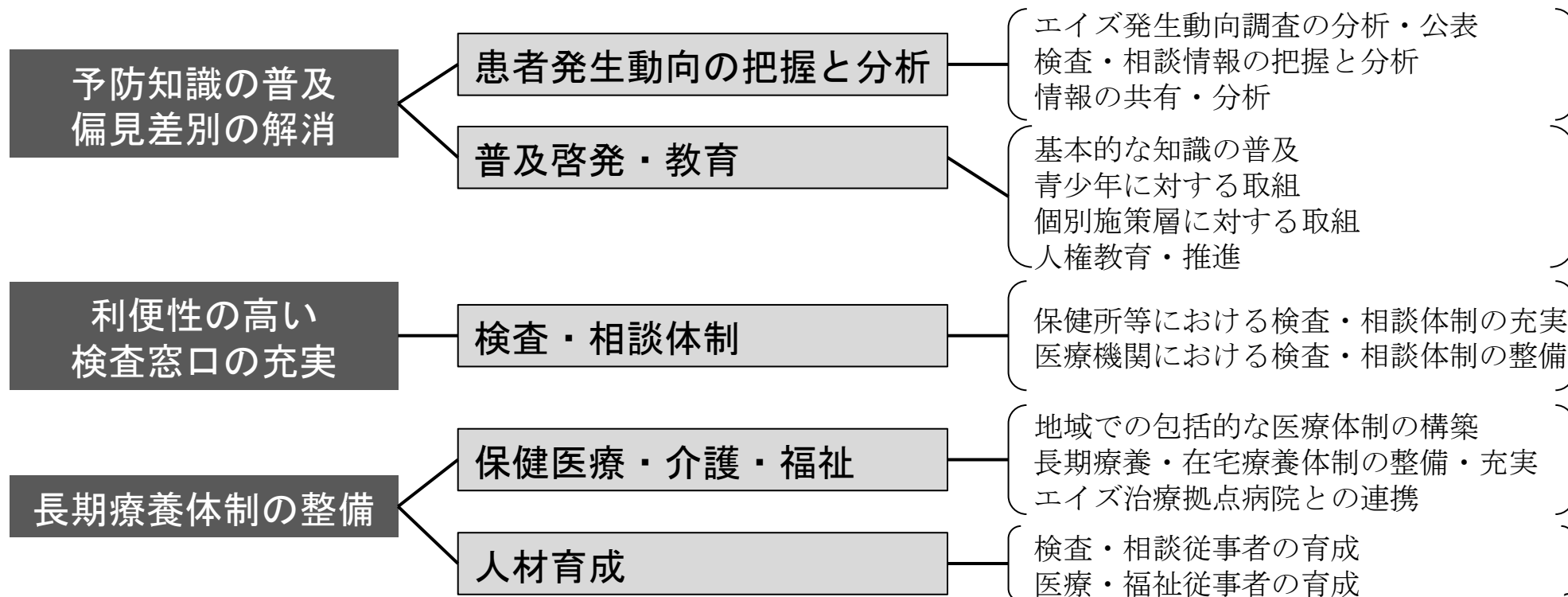
○目指す姿

1. 県民がエイズについて正しく理解しています。
2. 県民が希望する時に、安心して検査を受けることができます。
3. 感染者等が尊厳を持ち、適切な医療・介護を受け安心して暮らすことができます。

【柱】

【分野】

【施策（取組）】



広島県エイズ対策の現状分析①



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

柱(分野)	課題(H30～R6)	取組内容
予防知識の普及・偏見差別の解消 (患者発生動向の把握と分析)	・いきなりエイズ率が高い(H30～R6平均; 広島: 46.5%、全国: 29.9%)【重点課題①】 ・新規報告の内、40代以下が8割を占める ・新規報告の9割が男性で、同性間接触が7割を占める ・新規報告者に占める外国籍者割合の平均値が高い(H30～R6平均; 広島: 19.0%、全国: 15.1%)	・週報・月報による発生動向の公表 ・会議や研修会での県エイズ発生動向の情報提供の継続
予防知識の普及・偏見差別の解消 (普及啓発・教育)	・科学的根拠のない情報等によるHIV感染症等に対する差別・偏見が未だに存在している ・エイズピアエデュケーター学生等研修会はH30年度で終了	・NPOや大学と連携した普及啓発の実施 ・普及啓発におけるアウトリーチ活動
利便性の高い 検査・相談機会の提供 (検査・相談体制)	・全国に比べ人口10万人当たりの保健所等検査件数が少ない(H30～R6平均; 広島: 58.2件、全国: 78.4件)【重点課題①】 ・相談件数は減少傾向【重点課題①】 ・H29年以降に派遣カウンセラーの活用実績がない ・性感染症疑い例への積極的なHIV検査の実施割合: 30.4%(受療協力医療機関: 7施設/23施設)	・保健所での無料・匿名検査の継続 ・保健所での梅毒同時検査の開始 ・クリニック検査の拡充(2か所→6か所) ・日曜検査の継続 ・エイズホットラインの継続 ・保健所検査のオンライン予約(3市)

広島県エイズ対策の現状分析②



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

柱(分野)	課題(H30～R6)	取組内容
長期療養体制の整備 (保健医療・介護・福祉)	・受入れ可能な医療・福祉施設が少ない【重点課題②】 ・医療・介護・福祉の連携体制が不十分【重点課題②】 ・長期療養・在宅療養の連携実績:14施設(拠点病院)【重点課題②】 ・受療協力医療機関におけるHIV陽性者等の一般診療:7施設【重点課題②】	・HIV歯科医療連携ネットワーク協力機関:178施設 ・SW検討会の設置 ・受療協力医療機関の設置(23施設) ・体液曝露事故後の感染予防薬の配置(4施設) ・医療従事者等における 体液曝露事故後の HIV感染防止マニュアルの作成・公開
長期療養体制の整備 (人材育成)	・高齢者施設従事者におけるHIV感染症等の理解不足【重点課題②】 ・介護施設従事者のHIV陽性者等の受入不可:56%【重点課題②】 ・エイズ受療協力医療機関のエイズ研修参加者数:16名	・医療従事者向け研修会の開催(年1回) ・高齢者施設向け研修会の開催(年1回) ・エイズ治療拠点病院職員による出前講座:20回 ・高齢者施設向けの研修動画作成(広島大学病院)

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正のポイント

厚労省HP掲載資料

【現状・課題】

我が国のエイズ発生動向について、新規HIV感染者・エイズ患者の報告数は平成25年をピークに近年は年間約1,000件前後で推移している。抗HIV療法の進歩により感染者等の生命予後は改善された一方、エイズを発症した状態でHIV感染が判明した者の割合は約3割を占めることが課題の一つであり、HIV感染の早期診断に向けた更なる施策等が必要である。

【対応（指針改正）方針】

HIV流行終息に向けて国連合同エイズ計画（UNAIDS）にて掲げている「偏見・差別、新規感染者、エイズ関連死をなくす」ことを念頭に、将来的なケアカスケードにおける95-95-95目標※1の達成を目指す。特に我が国においては、上記課題の改善に向けて各種施策に取り組む。

改正のポイントと内容

○ HIV・エイズ対策における基本的人権の更なる尊重

（ポイント）

- 感染者等の基本的人権として、偏見・差別なく適切かつ必要な医療・福祉サービスを受けることを確保する。

（指針の改正内容）

- 予防指針全体の構成を見直し、これまで第六に位置付けられていた「人権の尊重」を第一に位置付ける。
- 性に対する考え方等の多様性に関する国民の理解が、感染者等の予防行動、検査及び医療へのアクセス改善に寄与するとの認識が重要である旨を記載。
- HIV感染症・エイズに関する最新の正しい知識の習得（U=U※2を含む）が十分でないこと等により、医療従事者や介護従事者等の診療やサービス提供等の拒否等も偏見・差別に当たると認識する必要がある旨記載。

○ 個別施策層のHIV感染症に係る実態把握等の継続・強化

（ポイント）

- 個別施策層（対策の実施において特別な配慮を必要とする人々）におけるHIV感染症に係る実態把握等を目的とした研究を継続するとともに、エイズ施策のモニタリング体制を強化する。

（指針の改正内容）

- UNAIDSが提唱しているエイズ施策の鍵となる人々（キーポピュレーション）をもとに、我が国における個別施策層について記載。
- 医療機関、研究班、NGO等と連携したエイズ施策のモニタリングの重要性を記載。

○ 複合的な対策による予防、検査・相談体制の強化

（ポイント）

- コンドームの適切な使用、早期診断及び早期治療につながる検査、U=Uの考え方を踏まえた適切な治療等の複合的な対策により、感染予防及び感染拡大の抑制を図る。加えて、HIV感染症に対する曝露前予防（PrEP）※3等の感染予防に有用な手段について、更なる検討を進めることも重要である。

（指針の改正内容）

- U=Uへの理解を深め、一人一人が自己の感染状態を知り、早期に医療機関にかかり適切な治療を継続すれば、新規感染を抑えられる旨を記載。
- PrEPは、適切な使用により性的接触によるHIV感染に対する高い予防効果があるため、HIVの感染予防に有用な手段の一つとして記載。
- 早期診断につながる検査機会の確保のため、保健所等は利便性の高い検査・相談の一つの方法として、外部委託や郵送検査等の活用を検討するよう記載。
- 継続的な検査後の相談及び陽性者支援のための相談の実施について記載。

○ 長期療養を見据えた医療体制の整備

（ポイント）

- 長期的な療養を要する患者の増加を踏まえ、HIV感染症の診療について、より地域に根ざした環境で提供できる体制を構築する。

（指針の改正内容）

- 地域の医療機関間の機能分担による診療連携の充実を図り、包括的な体制を整えることについて記載。

※1 第一に感染者等が検査により感染を自覚し、第二に定期的に治療を受け、第三に他者に感染させない状態にまでウイルス量を低下させるという一連のプロセスでいずれも95%以上を達成するという目標。

※2 Undetectable = Untransmittable。治療によりウイルス量が一定基準未満に抑え続けられていれば、性行為により他者に感染することはない。

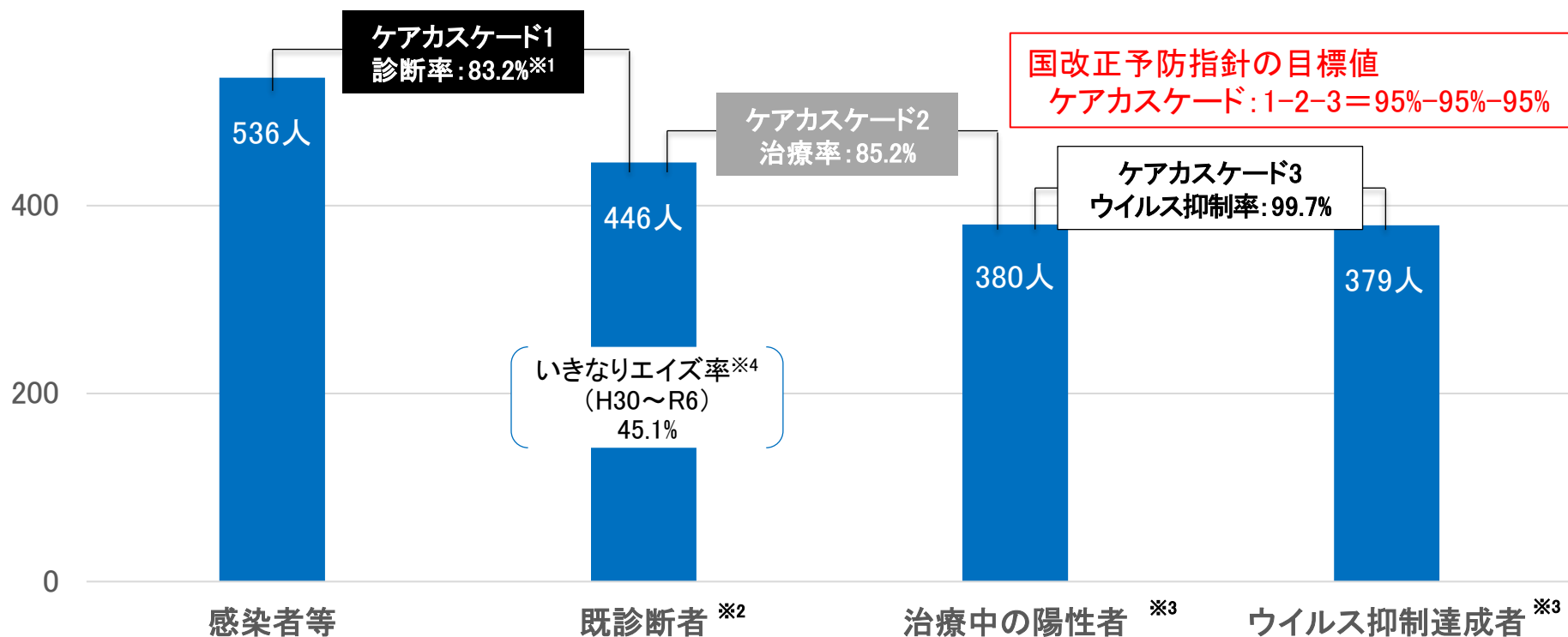
※3 HIV感染症に対する曝露前予防。pre-exposure prophylaxis。適切な服用により、性的接触によるHIV感染に対する高い予防効果が海外では報告されている。

県内のHIV陽性者等の動向(令和6年推計値)



元気、
美味しい、

すい
PEACE
ま



国改正予防指針の目標値
ケアカスケード: 1-2-3=95%-95%-95%

検査機会(H30~R6)

療養体制(R6)

- ・保健所検査(1,812件/年、陽性率0.19%)
＜性感染症との同時検査＞
- ・クリニック検査(105件/年、陽性率0.48%)
- ・日曜検査(68件/年、陽性率0.00%)
- ・医療機関術前検査

拠点病院(5施設)＋自立支援医療認定医療機関(2施設)
(在宅医療等実績4施設)

受療協力医療機関(23施設)
(一般診療実績1施設)

歯科診療NW(178施設)
(紹介実績5施設)

介護従事者
(受入不可56%)

※1 厚労科研「令和3～5年エイズ対策政策研究事業」中国ブロックの診断率

※2 発生動向調査報告患者数累計＋血液製剤による感染者数－人口動態統計死者数累計

※3 広島県独自調査

※4 新規報告者のうち、エイズを発症した状態で感染が判明した者の割合

元気、
美味しい、
すい
(案))
ENERGY OF PEACE
ま

解決策の仮設 (次期指針の重点的取組(案))

※3 治療によりウイルス量が抑え続けられていれば、性的接触により他者に感染させることはない

施策のイメージ案【重点的取組】



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

施策の柱

推進施策

具体的取組

HIV・エイズの重症化予防とまん延防止

① HIV感染の早期診断

(1) 検査機会の拡大

(2) 個別施策層のニーズ反映

② 早期治療につなげるシステム作り

陽性判明時に受診予約ができる
郵送検査導入

ウイルス抑制達成者等の療養環境の整備

① 地域連携の強化

拠点病院による地域連携の推進

② 人材育成

(1) 感染対策の普及

(2) コーディネート機能の強化

今後の会議で協議・検討

施策のイメージ【基礎的取組】



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

施策の柱

推進施策

具体的取組

HIV・エイズ対策を推進するための諸施策

①正しい最新の知識の普及啓発

(1)U=Uの考え方を中心とした偏見・差別の撤廃

(2)教育委員会と連携した青少年への予防教育の実施

(3)発生動向の実施・公表

②検査・相談窓口の充実

(1)土日・夜間の検査の拡充

(2)検査・相談窓口情報の多言語化

③長期療養体制整備

(1)ウイルス抑制達成者等の受入促進

(2)体液曝露事故後の感染予防薬の配置

今後の会議で協議・検討

今後のスケジュール



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

年度	R7				R8												R9
区分	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
指針			骨子案作成					素案作成						最終案作成			施行
推進会議	● 振り返り								● 骨子案			● 素案				● 最終案	
生活福祉保健委員会(議会)										● 骨子案			● 素案				
調査等	追加調査													パブコメ			

広島県エイズ対策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 後天性免疫不全症候群（以下「エイズ」という。）対策の総合的かつ効率的な対策を強力に推進するため、関係諸団体相互の緊密な連携を図り、県民運動としての総合的なエイズ対策を推進する広島県エイズ対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、エイズの蔓延を防止するため、正しい知識の普及啓発、相談体制、検査体制及び医療体制の充実強化並びにエイズ患者・感染者に対する広い理解及び人権保護等に関する対策のほか、エイズ対策上重要と認められる事項について協議する。

(委員)

第3条 委員は別表に掲げる職にある者とする。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 3 別表に掲げる職にある委員は、その職を退いたときに委員の資格を失う。
- 4 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会長は委員の互選によって定め、副会長は会長が指名する。

- 2 会長は、推進会議の業務を総括し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じ召集する。

- 2 委員は、その相当と認めるものを代理人として出席させることができる。
- 3 会長は、必要に応じて、推進会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年9月7日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

エイズ対策推進会議委員

区 分	所 属	職 名
関係団体・機関	大阪H I V薬害訴訟原告団	理事
	広島県医師会	会長から推薦された者
	広島県歯科医師会	会長から推薦された者
	広島県薬剤師会	会長から推薦された者
	広島県看護協会	会長から推薦された者
	広島県臨床心理士会	会長から推薦された者
	広島県臨床検査技師会	会長から推薦された者
	広島県赤十字血液センター	所長
	広島県老人保健施設協議会	会長から推薦された者
	広島県老人福祉施設連盟	会長から推薦された者
エイズ治療 ブロック・中核拠 点病院	広島大学病院	病院長から推薦された者
	県立広島病院	院長から推薦された者
	広島市立広島市民病院	病院長から推薦された者
	福山医療センター	院長から推薦された者
N P O	特定非営利活動法人りょうちゃんず	理事長から推薦された者
行政	広島県教育委員会	学びの変革推進部豊かな心と身体育成課長
	広島市保健所	所長
	呉市保健所	所長
	福山市保健所	所長
	広島県	感染症・疾病管理センター長 健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当政策監